

医療倫理と患者の人権保護

2011・2/28

弁護士 重村達郎 (大阪弁護士会)

t-shigemura@himawarilaw.com

<http://homepage3.nifty.com/shigemura/>

第1 医療事故（過誤）と人権

1 医療事故（過誤）事件の増加と医療訴訟の現状

背景 患者の権利意識の増大と情報公開

医療技術の高度化・専門化、難病治療

医療事故被害者の願い—原状回復、真相究明、反省謝罪、再発防止、損害賠償

病院・医師側—説明責任の履行と信頼関係の回復へ

逃げない、隠さない、ごまかさない対応が重要

2 医療過程における適正化・透明化の要請と患者との信頼関係の醸成

医療法1条 医療に関する適切な選択の支援、医療安全の確保、病院・診療所間の

役割分担、施設整備等を通して、医療を受ける者の利益保護、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る→国民の健康の保持に寄与

～患者の利益保護、及びそのための医療安全の確保という視点

同法1条の2～生命の尊重と個人の尊厳の保持、医療の担い手と医療を受ける者との

信頼関係のもとに、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な治療、予防、リハビリが要求される

～医療における基本理念

心身の状況に応じた治療等—実験的治療、先端治療の適否

同法1条の4第1項 医療従事者の良質かつ適切な医療実施努力義務

～個々の症例における「良質かつ適切な」医療とは何かが問題

同第2項 適切な説明義務と患者の理解～インフォームド・コンセントの要求

医師法23条～医師による療養方法指導義務

第2 医師の職業倫理から患者の権利保障への流れ

1 ヒポクラテスの誓いとヒポクラテス的伝統及びそれとの断絶

秘密保持—患者の権利の発想なし

医師自身の能力と判断に従って患者のためになることをすべき—パターンリズム

2 1960年代における患者の権利保護運動から権利宣言へ

患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言（1981年）

良質の医療を受ける権利, 選択の自由の権利, 自己決定の権利, 情報を得る権利, 機密保持を受ける権利等

欧州評議会生命倫理条約（人権と生命医学に関する欧州条約-1997年）

→良質な医療・看護を受けられる権利は、憲法の個人の尊厳原理に直接の根拠をも

つ人格的権利としての幸福追求権（13条）の一内容をなす重要な権利である

第3 医療安全の確保、患者の人権保護に向けた具体的方策

1 医療の高度化・専門化への対応

疾病別治療ガイドラインの作成と治療過程の標準化

専門医認定制度と手術実績、認定医数等の情報開示

チーム医療の推進とビデオ撮影による手術過程の検証—内部検討会議と患者・遺族への説明責任

診療所等との役割分担、1—3次救急体制

2 カルテ・検査記録、診療報酬明細書等の開示

電子カルテの推進と改ざん防止、診療過程の透明化、投薬内容の説明

個人情報保護法に基づく開示請求、証拠保全とセカンド・オピニオンの重要性

3 制度的な担保

① 医療安全委員会設置義務と医療事故情報収集事業（特定病院における重大医療事故報告制度）

ヒヤリ・ハット事例の報告・集積とCM会議での外部委員を交えた検討
院内での具体的な改善策に生かす、クレイマーへの対処

② 医療事故安全調査委員会制度の創設と医療事故死因究明モデル調査事業

第三者機関による医療事故調査と刑事責任～原因究明と再発防止が目的
院内事故調査委員会の充実の必要性、法医学と臨床との連携

③ 産科医療事故無過失補償制度の発足と今後の展開

第4 患者・家族にとっての医療と人権—各論

1 終末医療、安楽死等

人工呼吸器の取り外し、安楽死が認められるための要件—囑託殺人との違い
癌の告知、輸血拒否—義務の衝突

2 臓器移植

臓器移植法改正と内容

死の基準—脳死

年齢制限の緩和、本人の同意の有無

3 個人情報保護の問題

医師・看護師等の秘密保持義務(刑法134条—秘密漏示罪)との関係

遺伝子解析—遺伝子治療の進展と究極の個人情報

4 先端医科学研究と生命倫理，被験者・被対象者の人権の保護

母体外での受精卵・胚の存在—BTの進展による人権侵害の可能性

先端医科学技術、生殖補助医療の進展と生命観の再検討

自己決定権とインフォームド・コンセント、科学研究の自由の限界—公序としての生命倫理の問題，人間の尊厳と抵触する可能性—どこで線を引くか

対外受精・顕微授精、代理母等と子供の法的地位

ES細胞の樹立・利用、遺伝子改変の可否，出生前診断・着床前診断の可否

第5 最高裁判例に見る治療と結果との因果関係及び医療関係者の過失の有無～医療安全、人権保護との関係で

1 因果関係

① 疫学的因果関係論

最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁（東大病院ルンバール事件）

「訴訟上の因果関係の立証は、・・経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りる」

② 生存可能性・延命についての高度の蓋然性

最判平成11年2月25日民集53巻2号235頁

「医師が注意義務を尽くして診療行為を行っていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していたであろうことを是認し得る高度の蓋然性が証明されれば、医師の不作为と患者の死亡との間の因果関係は肯定される」

最判平成12年9月22日民集54巻7号2574頁

「医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在は証明されないけれども、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されるときは、医師は、患者に対し、不法行為による損害を賠償する責任を負う」

2 過失

① 転送義務

最判平成15年11月11日民集57巻10号1466頁

速やかに他の医療機関に転送していたならば重大な後遺症が残らなかった相当程度の可能性の存在が証明されたとはいえないとして国家賠償責任を否定した事例

② 医療水準論—医療水準の相対性

最判平成7年6月9日民集49巻6号1499頁（姫路日赤病院事件）

「診療機関の性格、所在地域の医療環境の特性等の諸事情を考慮してある治療方法が類似の特性を備えた医療機関に相当程度普及している段階にあれば、特段の事情のない限り、その知見を有することが当該診療機関にとっての医療水準である」

最判平成8.1.23民集50.1.1

「医療水準は、医師の注意義務の基準（規範）となるものであるから、平均的医師が現に行っている医療慣行とは必ずしも一致するものではなく、医師が医療慣行に従った医療行為を行ったからといって、医療水準に従った注意義務を尽くしたと直ちにいうことはできない。」

③ 患者に対する術式判断・選択の機会付与の有無と説明義務違反

最判平成12年2月29日民集54巻2号582頁

宗教的理由に基づく輸血拒否について、患者に対して当該病院における治療方針を説明していなかった説明義務違反を肯定

平成13年11月27日民集55巻6号1154頁（乳房温存療法説明義務違反）

「医師は患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断（病名と病状）、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失予後などについて説明すべき義務があると解される。．．少なくとも、当該療法（術式）が少なからぬ医療機関において実施されており、相当数の実施例があり、これを実施した医師の間で積極的な評価もされているものについては、患者が当該療法（術式）の適応である可能性があり、かつ、患者が当該療法（術式）の自己への適応の有無、実施可能性について強い関心を有していることを医師が知った場合などにおいては、たとえ医師自身が当該療法（術式）について消極的な評価をしており、自らはそれを実施する意思を有していないときであっても、なお、患者に対して、医師の知っている範囲で、当該療法（術式）の内容、適応可能性やそれを受けた場合の利害得失、当該療法（術式）を実施している医療機関の名称や所在などを説明すべき義務がある」

最判平成14年9月24日判時1803号28頁

家族へのがん告知—がんと診断しながらその旨を患者・患者家族に説明しなかった場合に説明義務違反があるとされた事例。

最判平成17年9月8日判時1912号16頁—分娩方法の選択に関する説明義務

「帝王切開術を希望するというXらの申出には医学的知見に照らし相応の理由があったということが出来るから、．．医師の下で経膈分娩を受け入れるか否かについて判断する機会を与えるべき義務があったというべきである。」

最判平成18年10月27日判時1951号59頁

「医師が患者に予防的な療法（術式）を実施するにあたって、医療水準として確立した療法（術式）が複数存在する場合には、その中のある療法（術式）を受けるという選択肢と共に、いずれの療法（術式）も受けずに保存的に経過を見るという選択肢も存在し、そのいずれを選択するかは、患者自身の生き方や生活の質にもかかわるものでもあるし、また、上記選択をするための時間的な余裕もあることから、患者がいずれの選択肢を選択するかにつき熟慮の上判断することができるように、医師は各療法（術式）の違いや経過観察も含めた各選択肢の利害得失について分かりやすく説明することが求められる」

最判平成20年4月24日民集62巻5号1178頁—チーム医療における説明義務

「チーム医療の総責任者は、主治医の説明が十分なものであれば、自ら説明しなかったことを理由に説明義務違反の不法行為責任を負うことはないというべきである。」

メモ